

遊水池施設保守点検業務仕様書

1 目的

本業務は横浜市営住宅に設置された遊水池施設を本仕様書及び関係法令・規則・条例等に
従い保守点検を行い、その結果を関係期間に報告するとともに遊水池施設を常に良好な状態
に維持し不慮の事故に備えることを目的とする

2 一般事項

- (1) 本仕様書は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)と
一体の仕様を構成するものとする。
- (2) 本業務は関係法令を遵守すること。
- (3) 善良なる管理者の注意をもって、良好な環境を維持増進するよう努めること。
- (4) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する
者が作業を行うこと。
- (5) 点検等により発見した不具合はその状況及び原因を調査し、修繕等の対処をすること。
修繕を要する場合は見積書を作成し、修繕に着手すること。ただし、緊急を要する場合は、
応急処置を施し、事態拡大を防ぐものとし、対応後速やかに報告を受けること。
- (6) 一年を通じて同じ点検者が点検を行うこと。

3 点検業務

(1) 巡回点検業務

巡回点検は、遊水池の機能に支障となる不備の早期発見及び初期対応を図るために3カ
月に1回、次表の内容の保守点検及び機能の障害とならないよう簡易清掃を行う。

点検項目	点検及び保守内容
安全施設(フェンス、 出入口の鍵等)	遊水池内・外の危険防止措置について破損等はないか。
泥だめ・U字溝・流 入管・流出管	ゴミ、枯葉、土砂等が詰まっていないか。
スクリーン	ゴミ、枯葉等が詰まってないか、状況はどうか。
オリフィス	スクリーンを開いてオリフィスにゴミ、枯葉、土砂等が詰まっていな いか。
看板	汚れや錆等で看板の表示等に支障はないか。支障がある場合には是正 する。なお、清掃及びタッチアップ程度は本業務の範囲内で行う。
照明	照明器具に支障はないか。玉切れの場合は発見時速やかに取替を行 う。
管理用通路等	除草の必要があるか。

- (2) 点検周期
巡回点検は4月を第1回目とし、概ね90日周期で行うこと。
- (3) 簡易清掃
枯葉、ゴミ等遊水池の機能障害となるものは速やかに除去し、良好な状態を保持すること。
なお、取り除いたゴミ等は適正に処理すること。
- (4) 下記の遊水池については年2回（7月頃、1月頃）の巡回点検とする。
 - ①川井本町住宅：オリフィス部の1カ所
 - ②戸塚原宿住宅：任意設置の3カ所

4 緊急対応

- (1) 緊急事態の発生に備え、24時間対応できる体制をとること。
- (2) 緊急時の連絡方法を明確にすること（事前に2カ所以上の緊急連絡先を確保）。
- (3) 災害や事故に対し、速やかに当該住宅に急行し、応急処置と原因調査を実施すること。

5 報告書及びその他作成書類

- (1) 次表の報告書及びその他の書類を作成すること。

種別	作成書類	部数	作成時期	備考
共通	保守管理業務実施要領書	2	契約締結後7日以内	
共通	緊急連絡受付表	1	随時	
共通	管理業務報告書	1	該当月分を次月10日まで	
共通	遊水池維持管理報告書	2	8月頃	

- (2) 管理業務報告書の作成時期は該当月分を次月の10日までとする。また、10日が土・日・祝日となる場合には10日以前とする。
- (3) 管理業務報告書は施設毎の点検表、点検写真（看板、スクリーン、オリフィス、堆砂状況等）を作成し、総括表を添付する。
- (4) 定期報告
「遊水池維持管理報告書」を作成し、年1回8月頃、横浜市道路局河川部河川管理課へ提出すること。また、写しを市営住宅課に提出すること。
連絡先窓口 横浜市道路局河川部河川管理課 671-2898

6 その他

- (1) 安全対策
地下式の場合には2名以上で業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書で読み取れない事項については、協議のうえ、決定するものとする。